



Title	新型インフルエンザ集団発生に対する保健所の対応について : 大阪府茨木保健所における初期対応と今後の課題
Author(s)	徳本, 史郎
Citation	大阪公衆衛生. 2010, 81, p. 20-23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83401
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

その後、医師会と調整等を行い、7月15日から感染防止策を講じた市内のすべての医療機関で患者の診察・治療をしていただけるようになったことから、発熱外来及び先に記載の発熱相談センターを同日付で休止することとした。

また、7月24日からは、サーベイランスが患者の全数把握から集団発生事例の把握に変更された。サーベイランス体制の変更後、患者が急増し、9月2日までに433人の届出があった。

現状においては、発熱外来を設置いただいた医療機関において、重症患者の入院受入を行っていただくなど医療提供体制を整備し、11月末現在で144人の入院患者（医療機関からの報告数）を受け入れ、治療していただいた。

また、11月14日からは、妊婦、基礎疾患を有する者、1歳から小学校3年生に相当する年齢までの者へのワクチン接種が開始された。

今後も、状況を的確に把握しながら、医師会等の関係機関と適宜連携・調整を実施するなかで、市全体としての迅速かつ適切な対応が求められるものとする。

なお、本市における新型インフルエンザに係る一連の取組については、10月に奈良市で開催されました第68回日本公衆衛生学会総会において、「大阪府北部の中核市（高槻市）における新型インフルエンザの経験」と題して、発表を行いました。

トピックス 新型インフルエンザ

新型インフルエンザ集団発生に対する保健所の対応について ～大阪府茨木保健所における初期対応と今後の課題～

大阪府茨木保健所 地域保健課 徳本 史郎

第1 はじめに

平成21年4月にメキシコやアメリカで発生した新型インフルエンザが世界各地に拡大していく中で、5月16日に神戸市において海外渡航歴のない国内初の感染者の報告がなされた。翌17日には大阪府内でも感染者が発生し、5月31日までに府内で学校等における集団感染事例を含む158名の確定患者が判明した。大規模な集団感染が確認されたA高校は当保健所管内に所在したが、通学者は他府県を含む近隣市町に及んでいたため実態の把握が困難であった。5月末までに当保健所管内では31名の確定患者が判明した。

国及び大阪府においては、行動計画及び各種ガイドライン等が策定されており、保健所をはじめとした地方自治体はそれらに基づき対策がとられた。

本稿においては、新型インフルエンザの集団発生が大阪府内で初めて確認された地域において、保健所がどのように対応したのかについて簡単に解説する。

また今回の対応において、今後の対応のために整理及び改善すべき課題について検討するとともに、関係機関との連携が必要な内容については提言させていただく。

第2 4月末からの対応

4月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「米国における豚由来（H1N1）インフルエンザのヒト感染例について」及び25日付け同事務連絡「メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患に係る対応について」に基づき、大阪府庁内に26日（日）から、大阪府保健所14か所には27日（月）から発熱相談センターが設置された。その時点で、茨木保健

所における相談件数は、1日に10～20件程度であった。

また、「新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成21年2月17日策定）」内の「検査に関するガイドライン」に記述されている通り、発生病からの入国者に対する健康監視を実施することが求められた。

成田空港検疫所・関西空港検疫所等からの依頼があり、折しも大型連休（いわゆるゴールデンウィーク）と重なり、多い日では1日に130名程度の対象者に連絡し、状況確認を行っていた。

その様な国及び保健所を含めた地方自治体が取組を進めている中、5月9日には成田空港検疫所で、カナダのオンタリオ州において、ホームステイ、姉妹校での授業参加等の活動を行った大阪の高校生の新型インフルエンザ感染が確認された。当該事例は検疫により発見され、入国審査前であったため、国外発生例として取扱われた。

第3 新型インフルエンザ発生の覚知

1 神戸市における感染者の報告

5月16日の朝には、神戸市の新型インフルエンザ疑い症例に対して、国立感染症研究所でPCR検査が実施されている事実が報道された。各社報道によると、当該患者は、「海外渡航歴のない高校生」と言うことであった。

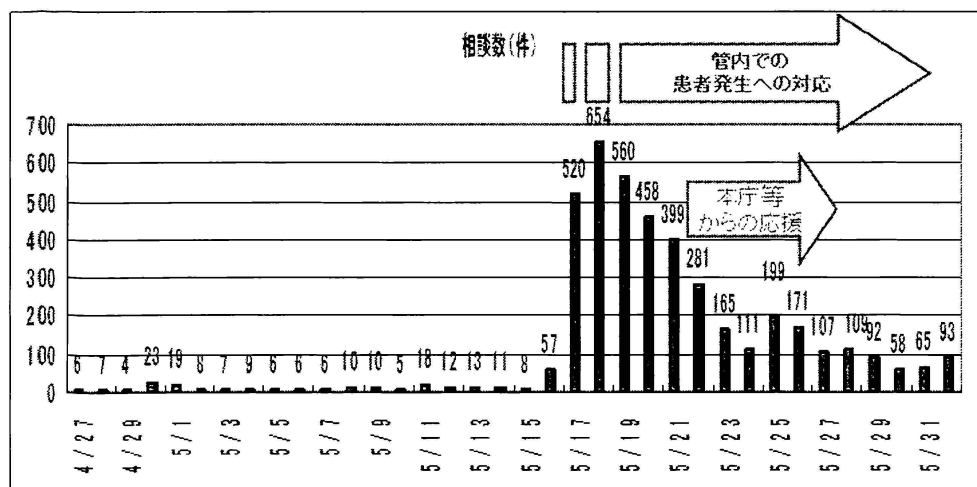
2 茨木保健所管内における集団発生に関する相談

5月16日午前10時前に茨木保健所管内のA高校から当保健所に設置する発熱相談センターに、「インフルエンザ様症状を呈する生徒が多くいるが、神戸での疑い患者発生の報道があり心配である。」との相談が寄せられた。

当該相談を受け、当保健所に来所可能なA高校の生徒に対し、PCR検査のための検体を採取することとした。（この判断の際には、「豊中保健所管内に在住するA高校の生徒に対して、診察医からの申出に基づきPCR検査を実施することになった。」との本庁と保健所の間における情報の連携が役立っている。）

図1

茨木保健所における対応の状況 （発熱相談受理件数）



3 PCR 検査の結果について

同日昼過ぎには神戸市の症例について国立感染症研究所での PCR 検査結果が陽性であったことが発表され、国内初の感染者の報告となった。また、夕方には、当保健所等で検体を採取し、大阪府立公衆衛生研究所で実施した PCR 検査の結果が陽性と判明した。

第4 急性期の状況及び対応

1 A 高校との連携

大阪府立公衆衛生研究所での PCR 検査結果が陽性と判明したことを受け、直ちに保健所長及び担当職員が A 高校を訪問し、学校内の有症者の状況を聴取するとともに、感染拡大防止策の徹底及び必要な情報共有についての協議を行った。

2 感染者の入院に係る対応

日が変わり、17 日（日）の午前 0 時過ぎには、当保健所で採取した検体についても国立感染症研究所での PCR 検査が陽性であることが判明し、新型インフルエンザの感染が確定した。

直ちに感染症法に基づく入院の勧告を行い、

感染症指定医療機関への入院のための搬送車両の手配等が進められた。

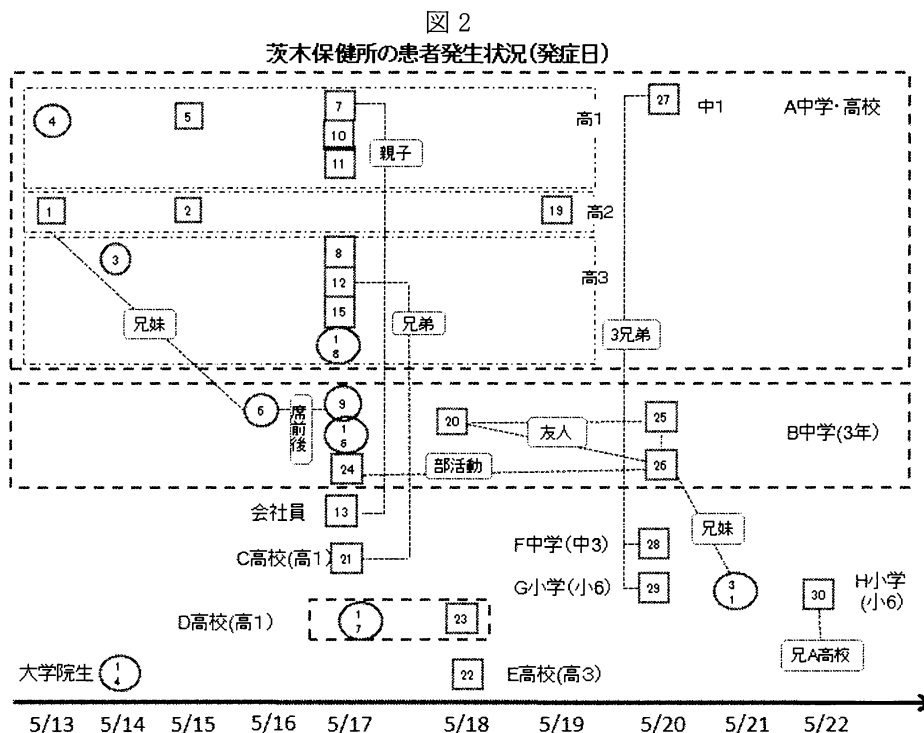
3 府民等からの問合せに係る対応

（発熱相談センター）（図 1）

新型インフルエンザの国内発生、しかもそれが当保健所管内の高校で集団感染が確認されたとの各社報道もあり、17 日（日）の午前 4 時頃から保健所の電話は鳴り止むことはなかった。

主な相談内容は、「集団感染した学校名を公表すべきではないか」、「電車に乗って大丈夫か」等の相談の他、「家族が発熱しているがどこに受診すればよいか」等の相談が 17 日には 520 件、18 日（月）には 654 件寄せられた（保健所にある 14 回線の電話が全て埋まり、「電話が繋がらない」等の苦情が更に電話対応を困難にさせた一つの理由となった）。

多くの相談への対応は、保健師が中心となり、保健所全体での対応が求められ、全職種で対応することとした。



4 発熱患者の受診先医療機関の確保

(発熱外来)

「家族が発熱しているがどこに受診すればよいか」等の相談に対して、当初は発熱外来の開設が間に合っていなかったことから、発熱外来の設置を予定していた医療機関に対し、個人防護具等の配布を行い、17日の午後からようやく診療が可能となった。

5 全数把握の観点からのPCR検査の実施

当初は、発熱等の症状があり、迅速検査でA型陽性で、新型インフルエンザ感染が疑われる患者に対して、PCR検査を全例実施していた。検体採取のための緩衝液が各医療機関に無く、疫学調査の必要性の観点からも、保健所に来所頂くか、または患者の自宅に訪問することで検体採取を行ったが、保健所職員にとっては大きな負担となった。

第5 積極的疫学調査の実施

1 積極的疫学調査の実施に係る検討

保健所としては空港検疫所から依頼された健康監視、発熱外来の確保、PCR検査のための検体採取、そして、1日に500件以上寄せられる発熱相談への対応に忙殺された状況であった。また、A高校の生徒の100名程度が既に新型インフルエンザに感染していることが予想され、積極的疫学調査について詳細に検討する状況でなかった。

しかしながら、大阪府新型インフルエンザ対策協議会において、国立感染症研究所感染症情報センター安井良則主任研究官から積極的疫学調査の重要性が説明され、21日より国立感染症研究所FETP（実地疫学専門家養成コース）の協力を得て実施することとなった。

2 積極的疫学調査の結果及び効果（図2）

当保健所管内に居住する新型インフルエンザ感染者31名を対象に積極的疫学調査を実施し、そのうちの多くが何らかの疫学的関係が明らかとなった。また、複数の感染者と長時間一緒に過ごした者に対しては、発症前からの必要な保健指導が可能となった。

第6 今後の対応のために

今回、新型インフルエンザの集団発生が大阪府内で初めて当保健所管内で確認され、発熱相談センターにおける電話対応の他、発熱外来の設置、発熱患者の受診支援が当初の課題としてあげられ、その他、PCR検査のための検体採取を保健所医師が採取する等の対応も求められた。それらの状況もあり、保健所に求められる主要な業務としての積極的疫学調査については、発生直後からの取組がなかなかなかった。

管内で多数の患者が発生した際には、一刻の猶予も許されない状況となる。今後の教訓としては、保健所内のすべての職種が組織的にそれぞれの役割を、時には職種横断的に実行すること、また、地域の市町村及び医師会や医療機関等と密に連携することがさらに求められている。

第7 最後に

本事例の覚知については、5月13日の時点で、学校側から学年閉鎖の報告を受けていた（532人の学年で9人の患者）事は事実である。レトロスペクティブに見ると異常を察知すべきであったかとも思うが、当該報告を得た時期の全府の集計ではまだ季節性インフルエンザが散見されていた時期でもあり、まだ校医や近医からの情報提供もない段階で、学年閉鎖の報告のみでもって察知することは困難であったと考えている。

新型インフルエンザ発生の覚知の端緒として、現在取組まれている各種サーベイランスがどの程度、有効に機能できるのか、今後、評価検討する必要がある。

